



# STOP

## ぎゃくたい 虐待

保護者の皆様へ

虐待は、  
**重大な人権侵害**です！  
**犯罪**です！

### 児童虐待とは…

#### 身体的虐待

- ・「たたく」「なぐる」「ける」等の暴力
- ・戸外へのしめ出し等



#### 心理的虐待

- ・言葉によるおどし、無視、兄弟・姉妹間の差別的なあつかい
- ・子どもの前での暴力等

#### ネグレクト

(育児放棄または怠慢)

- ・家に閉じ込める、食事を与えない、放置
- ・学校へ行かせない
- ・病気でも病院に連れて行かない等



#### 性的虐待

- ・子どもへの性行為の強要、子どもの前での性行為
- ・性器を見せる
- ・ポルノビデオを見せる、被写体にする等

### 虐待をした人に対しては…

虐待が疑われる場合、児童相談所や警察が事情を聴き、指導をしたり、自宅へ立ち入り調査をしたりすることがあります。

「しつけ」を理由に体罰をしてはいけません。暴力は、暴行罪や傷害罪に問われます。親(保護者)であることを理由に許されることはありません。(児童虐待防止法第14条)

### 虐待と思ったら…すぐ通告！ あなたの通告が命を守ります

虐待の疑いがある時は、  
通告の義務があります！

虐待かもしれない場面を見つけた時は、速やかに児童相談所等に**通告する義務**があります。  
通告した人が特定されないよう**秘密は守られます。**



虐待かなと思ったらすぐ電話！

いちやく

189

(児童相談所虐待対応ダイヤル)  
※電話相談は24時間対応  
※通話料無料



### 一人で悩まずに、まずは相談してみてください！

子どもの虐待相談(通告)はこちらへ

● 福岡県田川児童相談所

● 飯塚市家庭児童相談室

☎ 0947-42-0499

☎ 0948-26-7733

月～金曜日 8:30～17:15

※祝日・休日・年末年始を除く

飯塚市教育委員会